

事業評価シート

担当課・室長：リサイクル推進室長

事業名	循環資源の適正な循環的な利用のための措置																																					
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策																																					
1 事業の概要	<p>廃棄物等の発生抑制及び循環資源の適正な循環的な利用の推進を図るため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクルの推進</li> <li>家電リサイクルの推進</li> <li>食品廃棄物のリサイクルの推進</li> <li>建設廃棄物のリサイクルの推進</li> <li>パソコン・二次電池のリサイクルの推進</li> <li>エコタウン事業の推進</li> <li>使用済み自動車のリサイクル等の検討等</li> </ul> <p>を行っている</p>																																					
2 進捗状況	<p>容器包装リサイクルの推進</p> <p>容器包装リサイクル法は、平成9年4月の一部施行の後、平成12年4月から分別収集・再商品化の対象品目や再商品化の義務対象者（特定事業者）が拡大され全面的に施行された。 （分別収集の対象品目の拡大） （平成9年4月～） （12年度～追加）</p> <table border="1" data-bbox="459 891 1417 958"> <tr> <td>ガラスびん、ペットボトル スチール缶、アルミ缶、紙パック</td> <td>+</td> <td>紙製容器包装、プラスチック製容器包装、 段ボール</td> </tr> </table> <p>家電リサイクルの推進</p> <p>家電リサイクル法は、平成10年に成立、平成13年4月から施行され、家電のリサイクルを製造業者等に義務づけたところである。 これにより、家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫）については、小売店による引取を行った上、製造業者に引き渡すことによりリサイクルが進められることとなった。</p> <p>（廃家電のリサイクルプラントへの引取台数）</p> <table border="1" data-bbox="507 1281 944 1473"> <tr> <td>H13.4月期</td> <td>約 19.2万台</td> </tr> <tr> <td>H13.5月期</td> <td>約 53.4万台</td> </tr> <tr> <td>H13.6月期</td> <td>約 67.2万台</td> </tr> <tr> <td>H13.7月期</td> <td>約 108.0万台</td> </tr> <tr> <td>H13.8月期</td> <td>約 110.9万台</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>358.7万台</td> </tr> </table> <p>食品廃棄物のリサイクルの推進</p> <p>食品リサイクル法が平成13年5月から施行され、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針が策定された。同方針においては、食品循環資源の再生利用等に関する基本的方向が定められている。</p> <p>（食品廃棄物の発生量等（平成8年度））</p> <table border="1" data-bbox="481 1729 1273 2074"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">発生量</th> <th colspan="2">処分量</th> <th rowspan="2">再生利用率</th> </tr> <tr> <th>焼却埋立</th> <th>再生利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物 家庭系 事業系</td> <td>1,600万ト 600万ト 1,000万ト</td> <td>1,595万ト</td> <td>5万ト</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物</td> <td>340万ト</td> <td>177万ト</td> <td>163万ト</td> <td>48%</td> </tr> <tr> <td>事業系合計</td> <td>940万ト</td> <td>775万ト</td> <td>165万ト</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table>	ガラスびん、ペットボトル スチール缶、アルミ缶、紙パック	+	紙製容器包装、プラスチック製容器包装、 段ボール	H13.4月期	約 19.2万台	H13.5月期	約 53.4万台	H13.6月期	約 67.2万台	H13.7月期	約 108.0万台	H13.8月期	約 110.9万台	計	358.7万台		発生量	処分量		再生利用率	焼却埋立	再生利用	一般廃棄物 家庭系 事業系	1,600万ト 600万ト 1,000万ト	1,595万ト	5万ト	0.5%	産業廃棄物	340万ト	177万ト	163万ト	48%	事業系合計	940万ト	775万ト	165万ト	17%
ガラスびん、ペットボトル スチール缶、アルミ缶、紙パック	+	紙製容器包装、プラスチック製容器包装、 段ボール																																				
H13.4月期	約 19.2万台																																					
H13.5月期	約 53.4万台																																					
H13.6月期	約 67.2万台																																					
H13.7月期	約 108.0万台																																					
H13.8月期	約 110.9万台																																					
計	358.7万台																																					
	発生量	処分量		再生利用率																																		
		焼却埋立	再生利用																																			
一般廃棄物 家庭系 事業系	1,600万ト 600万ト 1,000万ト	1,595万ト	5万ト	0.5%																																		
産業廃棄物	340万ト	177万ト	163万ト	48%																																		
事業系合計	940万ト	775万ト	165万ト	17%																																		

### 建設廃棄物のリサイクルの推進

建設リサイクル法は、平成12年度に公布、13年度より一部施行されたが、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置(対象建設工事の届出、解体工事業者の登録、再資源化等実施義務など)を講ずることとしている。また、平成13年度においては、法の本格的な施行に向けた準備(対象建設工事の規模等に係る政省令の制定等)を行うこととしている。

#### (建設廃棄物の現状(平成9年度、厚生省調べ))

- ・建設廃棄物の発生量 約7,700万ト(産業廃棄物全体の約2割)
- ・同上の最終処分量 約2,700万ト(産業廃棄物全体の約4割)

#### (建設廃棄物のリサイクル率(平成7年度、建設省調べ))

- ・建設廃棄物全体 約58%
- ・アスファルト塊 約81%
- ・コンクリート塊 約65%
- ・建設発生木材(木材) 約40%

### パソコン・二次電池のリサイクルの推進

資源の有効な利用の促進に関する法律が平成12年に公布され、再資源化部分については環境省共管となり、平成13年4月より施行され、同法により再資源化を行うべき製品として、「パソコン」「二次電池」が指定されたところである。

#### 事業者回収分の再資源化の目標(平成15年度まで)

パソコン	：	デスクトップパソコン	50%
		ノートブックパソコン	20%
		ブラウン管式表示装置	55%
		液晶式表示装置	55%

小型二次電池	：	密閉型ニッケル・カドニウム蓄電池	60%
		密閉型ニッケル・水素蓄電池	55%
		リチウム二次電池	30%
		小形シール鉛蓄電池	50%

### エコタウン事業の推進

平成13年8月現在で全国14か所におけるエコタウンプランの承認を経済産業省と共同で実施したところである。

### 使用済み自動車のリサイクル等の検討等

#### 使用済み自動車のリサイクルの検討

国内で年間約400万台の使用済み自動車が処理されている。エンジン等部品や鉄スクラップとして75%~80%程度リサイクルされ、処理残さとしてのシュレッダーダストが年間約80万トン発生し、最終処分されている。

近年の鉄スクラップ市況の低迷やシュレッダーダストを処分する最終処分場のひっ迫に伴い、使用済み自動車の逆有償化が進展し、処理費用の負担を回避しようとする者による不法投棄等の増加が懸念されており、使用済み自動車を減量化・リサイクルするための新たなシステムの構築が急務となっている。

#### 古繊維、古紙等のリサイクルについて

古繊維については年間約100万トンが家庭から排出されており、約18万トンが回収されていると推計されている。

古紙については、年間約3000万トンが紙・板紙として生産されており、このうち約56%（約170万トン）が古紙利用されていると推計されている。

3 評価

容器包装リサイクルの推進  
法施行に伴い、容器包装の分別収集・再商品化は着実に進展している。

(1) 市町村による分別収集

分別収集に取り組む市町村は年々増加しており、ガラスびんで約8割、スチール缶・アルミ缶で9割以上、ペットボトルで7割を超える市町村が取り組んでいる。

分別収集総量では、平成9年度の約125万トンから平成12年度には約210万トンにまで増加している。

とりわけ、ペットボトルの分別収集量は大幅に伸びている（下表参照）。ペットボトルの生産量に対する分別収集量の比率（回収率）は、平成9年の9.8%から平成12年の34.5%と着実に増加している。厳密には生産量から分別収集量を差し引いた数量が廃棄量を表すものではないが、両者の差により廃棄量の動向を推し測るならば、容器包装リサイクル法の施行後初めて両者の差が前年度比で減少に転じた。

	分別収集実施市町村数	分別収集量 [t]	リサイクル率 [%]
H 9	631	21,361	9.8
H 12	2,340 (3.7倍)	124,873 (5.8倍)	34.5 (3.5倍)

(2) 特定事業者による再商品化等

分別収集された容器包装廃棄物を再商品化する義務を負っている特定事業者は、平成12年度の完全施行により増加しており、平成12年度に指定法人と委託契約を締結した事業者数は平成9年度の約118倍、委託費も約10倍となっている。

	指定法人と契約を締結した特定事業者数	指定法人への再商品化委託費
H 9	500	1.7億円
H 12	587 (1.18倍)	17.2億円 (10倍)

今後の課題としては、以下の事項が挙げられる。

- 平成12年度から新たに対象となった紙製及びプラスチック製包装容器については、制度施行初年度ということもあり、分別収集の実績量は分別収集計画量の約4割（平成12年度実績）にとどまった。

- 再商品化の義務を負う特定事業者が、その義務を確実に果たすよう法に基づく厳格な対応が必要である。

- 廃棄物の排出抑制、減量化の観点から、リターナブル容器の普及拡大を求める声が寄せられているが、どの容器が環境負荷を低減する観点から最も望ましいかを一概に確定することができていない。

このため、容器包装のリサイクルを促進するため、今後ともストックヤード等の施設整備のための財政的な支援（予算等）や分別収集を効率的に進めるための技術的な支援などの市町村に対する支援や特定事業者に対する指導の強化、LCAの観点から容器間の環境負荷に関する調査研究などを通じ、これらの課題に対応した取り組みが必要となっている。

#### 家電リサイクルの推進

平成13年4月の家電リサイクル法の施行に伴い、4月から8月までの5ヶ月における廃家電のリサイクルプラントへの引取台数が合計約360万台に達するなど、大きな混乱もなく概ね順調にリサイクルが進められている。

また、廃家電の不法投棄に関する懸念については、施行後間もないこと等から引き続き実態を把握と協力していく必要があるものと考えられ、今後とも国民の理解を得るため、制度の目的、趣旨等について普及啓発活動を進めるとともに、不法投棄の取締りの強化等を行い不法投棄の防止に取り組んでいく必要がある。また、各自治体が円滑に取組を進められるよう、優良事例の紹介やコストの分析等の調査を行い、情報提供に努める必要がある。

#### 食品廃棄物のリサイクルの推進

平成13年5月に食品リサイクル法を施行し、併せて策定した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」においては、食品循環資源の再生利用等の促進のための具体的な取組方向を示したところである。また、平成13年度では地方自治体及び事業者における取組の現状把握等及び先進的事例への助成を実施することとしているところである。

食品関連事業者における食品循環資源の再生利用等の目標を、平成18年度に発生する量の20%とすることを目標にしているが、食品廃棄物のリサイクルの推進のためには、肥飼料以外のリサイクル用途の拡大が課題であり、新しい再生利用技術の把握及びその普及方策の検討などを行う必要がある。

#### 建設廃棄物のリサイクルの推進

本格的な法施行に向け、既に基本方針を公表しており、この中で分別解体等及び再資源化等の基本的方向、排出抑制のための方策、再資源化等率の目標の設定、再資源化により得られた物の利用の促進のための方策、知識の普及などについて明確化している。

建設リサイクル法の基本方針においては、平成22年度までに再資源化等率の目標が掲げられており（C 95%、A s 95%、木材95%）、これに向け、再資源化施設の整備促進や再資源化技術の普及など各種方策の実施が必要となる。

また、平成13年度からの建設廃棄物再生資源化等促進事業で、再資源化施設の実態把握、再資源化技術の調査・普及、地方自治体向けの指導マニュアルの整備などを進めることとしている。

また、循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業に、新たに建設リサイクル事業の各種データを収集・蓄積しながら、地方自治体への適切な指導、助言を通じ、法の円滑な施行を進めていく必要がある。

#### パソコン・二次電池のリサイクルの推進

平成13年4月から資源有効利用促進法が施行され、事業系パソコン及び小型二次電池について製造事業者等によるリサイクルについて進められているところである。また、家庭用パソコンのリサイクルについては平成14年度中に適切な方策を行うこととされ、現在具体的な検討が進められているところである。今後は、制度の定着に向けた対応を図るとともに、家庭用パソコンのリサイクルシステムについて検討を進める必要がある。

#### エコタウン事業の推進

平成13年度においても5月に山口県作成のエコタウンプランの承認を行うなど着実にエコタウン事業の推進に努めているところである。

今後、循環型社会の構築を一層強力に推進するためには、従来は国による直接的な支援の対象ではなかった廃棄物処理業者等民間事業者に対しても、限定的ながら国として支援を行っていくことも必

要である。  
 このため、民間事業者が行う廃棄物の再生利用を図る取組のうち、技術的な先駆性・先進性を有し、かつ、「ゴミゼロ型」地域社会の形成を図る上で将来的に重要な役割を果たすことが期待されるものの整備については具体的な支援策を検討する必要がある。

使用済み自動車のリサイクル等の検討等

使用済み自動車のリサイクルの検討  
 次期通常国会への法案提出に向け法制化の検討を行うとともに、新法の制定により実施される自動車リサイクルにおいて、不法投棄の防止、適正処理の推進及びリサイクル率の向上等を図るため、使用済み自動車の特性に適したマニフェストシステムの開発、シュレッターダストのリサイクル技術の開発を行う必要がある。

古繊維、古紙等のリサイクルについて  
 専ら再生利用の目的となる廃棄物、すなわち古繊維、古紙等の「もっぱら物」についてのリサイクルの実施に支障が生ずる事例が指摘されていることから、需要動向等の調査、分析する必要がある。

4 予算事項名

- 容器包装リサイクルの推進
  - ・容器包装リサイクルの効果等の検証評価事業
  - ・容器包装廃棄物減量化等促進事業
  - ・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業
  - ・容器包装ライフサイクルアセスメント事業
  
- 食品廃棄物のリサイクルの推進
  - ・食品廃棄物減量化等促進事業
  - ・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業
  
- 廃家電リサイクルの推進
  - ・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業
  - ・家電リサイクル法における総合的な社会的コスト検証事業
  
- 建設廃棄物のリサイクルの推進
  - ・建設廃棄物再資源化等促進事業
  - ・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業  
 （建設リサイクル法関係データ構築分追加）
  
- パソコン・二次電池リサイクルの推進
  - ・指定再資源化製品廃棄物減量化等促進事業
  - ・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業
  
- エコタウン事業の推進
  - ・ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備費
  
- 使用済み自動車のリサイクル等の検討等
  - ・使用済み自動車適正処理促進事業
  - ・古繊維、古紙等のリサイクルのあり方に関する調査研究

5 対応副施策等